

令和3年度第1回

東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級

開設準備委員会

【参考資料】

## < 目 次 >

- ・東村山市特別支援教育推進計画第五次実施計画（抜粋） P.1
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） P.3
- ・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者  
又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知） P.8
- ・特別支援教育に関する法令を踏まえた教育課程の充実に向けて P.11
- ・令和3年度 一就学相談の手引き一  
児童・生徒一人一人の適切な就学のために（義務教育）（抜粋） P.14  
表 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度
- ・東村山市立小・中学校特別支援学級等の児童・生徒数の変遷 P.15

施策5 特別支援学級における支援体制の充実

(1) 社会的自立に向けた進路指導の実施【発展】

✓ 現状

社会的自立に向けて、各教科と連携を図りながら自立活動、職業体験学習、作業学習等を通して社会的な自立につながるキャリア教育を実施しています。

✓ 課題

小・中学校の連携を深め、社会的自立に向けて小学校から中学校の9年間の系統性のあるキャリア教育を行う必要があります。

✓ 具体的な取組

取組内容	現在の指導を基に、小・中学校の連携を図り、発達段階に応じた指導を通して児童・生徒が将来の社会的自立に向けて主体的に取り組んでいけるよう、教科等の年間指導計画を作成・実施します。特別支援教育運営委員会担任会で、情報共有を行い指導の充実を図ります。		
年次	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施	→	

(2) 小学校自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実【発展】

✓ 現状

令和3年度に開設予定の萩山小学校と連携を取り、近隣地域の情報を得ながら学識者や専門家の助言を受け、教室環境の整備及び教育課程の作成を進めています。

✓ 課題

学級全体の児童数や各学年の児童数、障害特性に応じて教育課程や年間指導計画を作成し、児童が安心して学べる環境づくりを行っていく必要があります。

✓ 具体的な取組

取組内容	入級児童数に応じて、指導形態や指導内容の見直しを図り、児童の実態に即した学習を行えるよう教育課程や年間指導計画の作成を行っていきます。		
年次	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施	→	

**(3) 中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設及び運営【発展】**

✓ **現状**

令和4年度に東村山第四中学校に開設する予定です。教育委員会と東村山第四中学校が連携を密に取りながら開設準備を行います。現在は、東村山第四中学校内にある旧通級指導学級の教室を改修して教室環境の準備を進めています。

✓ **課題**

市民に広く周知し、入級の必要がある生徒が利用できるような啓発活動を行う必要があります。また、先行して実施する小学校の成果と課題をまとめ、教育課程や年間指導計画等の準備をしていく必要があります。

✓ **具体的な取組**

取組内容	先行して開設した萩山小学校での実践を基に、市民・保護者・学校への周知を図ります。必要に応じて中学校の教員を対象に理解啓発を図るための研修を行います。		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画	準備	実施	➔

**【東村山市の特別支援学級】**

小学校 知的障害特別支援学級	
化成小学校	大岱小学校
秋津小学校	八坂小学校
東萩山小学校	

中学校 知的障害特別支援学級	
東村山第一中学校	東村山第二中学校

自閉症・情緒障害特別支援学級	
萩山小学校 (令和3年度開設予定)	東村山第四中学校 (令和4年度開設予定)



写

25 文科初第 756 号  
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 1 2 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
前川喜平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の

意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

## 2 特別支援学校への就学

### (1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

### (2) 障害の判断に当たっての留意事項

#### ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

#### イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

#### ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

#### エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

#### オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

## 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

### (1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

#### ① 障害の種類及び程度

##### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである。

##### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度である。

度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、

## 関係法令・通知

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

### カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## ② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

## 3 その他

### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援



の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
 特別支援教育課企画調査係  
 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
 電話：03-6734-4111（内線）3193  
 FAX：03-6734-3737  
 E-mail：tokubetu@mext.go.jp

写

17 文科初第 1178 号

平成 18 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び城内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

#### 記

学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等局長通知）（以下「291 号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291 号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因

## 関係法令・通知

による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の(1)の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の(2)のとおりであること。

なお、291号通知の記の第1の2のbの(1)の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の(1)の「ア自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

### (1) 障害の種類及び程度

#### ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### (2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等に

より各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

# 特別支援教育に関する法令を踏まえた教育課程の充実に向けて

## 特別支援学級の教育課程について

特別支援学級の教育課程は、小学校又は中学校の教育課程に関する法令上の規定が適用される。

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童を対象とする学級であるとともに、小学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

【参考】小学校学習指導要領解説総則編

対象となる児童の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある

【参考】小学校学習指導要領解説総則編

通常の学級における学習では、十分効果を上げることが困難

障害のある児童・生徒の特性にふさわしい教育課程が必要

学校教育法施行規則 第138条

### 小学校学習指導要領 総則 第1章第4の2の(1)のイ

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(イ)では、学級の実態や児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定

【参考】小学校学習指導要領解説総則編

## 各教科等を合わせた指導

知的障害のある児童・生徒の学習上の特性等

- 知的障害のある児童・生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい。
- また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要である。
- 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。  
(特別支援学校学習指導要領解説より)

## 学校教育法 第81条第2項（特別支援学級）

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

## 学校教育法施行規則 第138条（特別支援学級の教育課程編成の特例）

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

## 学校教育法施行規則 第50条第1項（教育課程の編成）

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

## 学校教育法施行規則 第51条（授業時数）

小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

## 学校教育法施行規則 第52条（教育課程の基準）

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

## 学校教育法施行規則 第52条の3（教育課程の基準）

中学校連携型小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

## 学校教育法施行規則 第130条 第2項（授業の特例）

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。（総合的な学習の時間は合わせるできない。）

## 特別支援学校学習指導要領 第1章総則 第2節 第27

各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

# 特別支援教育に関する法令を踏まえた教育課程の充実に向けて

## 各教科等を合わせた指導

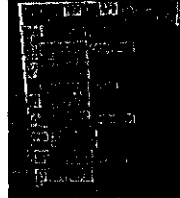
### 日常生活の指導

- 児童・生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。
- 特別支援学校小学部においては、生活科に示された観点を中核的な内容としながら、さらに広範囲に、各教科等の内容が扱われる。
- 例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

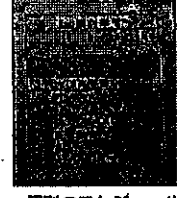
### 実践例：スケジュールの理解

- 多くの特別支援学級の朝の会では、挨拶・呼名、健康観察・日直の確認・日付や曜日、天気の確認、今日の予定の理解のための活動が盛り込まれる。
- その日の主なスケジュールを写真カード・文字カードやミニ黒板を使って分かりやすく提示する。
- 集団指導の際に確認したスケジュールを個別指導の時間を設けて提示したり、日課帳を作成させたりし、個別のスケジュールの確認を進める。

＜スケジュールの理解＞



スケジュールの提示の例



個別のスケジュールの提示の例

自分のスケジュールを理解して見通しをもって行動できる力を付ける。

### 実践例：着替えの指導

- 小学生段階においては、着替えや食事、排せつに関することなど日常生活に必要な身の回りのことを、指示がなくても一人で始めることができるかが重要である。
- 自分で衣服の前後を確認することができるように、衣服の広げ方を図で示したり、手で持つところにマークを付けるなどの工夫をする。
- 指導上の工夫は、児童の状況に応じて柔軟に変化させることが大切である。支援の程度を現実に応じて変化させていく（時数の設定にも配慮する）。

自分の力で衣服の着脱ができる力を身に付ける。

### 遊びの指導

- 遊びの指導は小学校低学年に設定され、その成果が各教科別の指導や生活単元学習などの各教科等を合わせた指導につながるようにしていくことが望ましい。
- 遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。
  - ・児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
  - ・教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
  - ・安全に遊べる場や遊具を用意すること、など。

### 生活単元学習

- 生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実践的・総合的に学習するもの。

### 実践例：「喫茶店を開こう」

- ねらい：実際に喫茶店を開き、友達と協力しながら、積極的に運営に関わろうとする
- 期待する生徒の姿：
  - ・お店のイメージを持ち、自分の役割を意識しながら主体的に活動する姿
  - ・友達と協力して活動し、互いを認め合う姿
  - ・みんなでお店の成功を喜び達成感を味わう姿

店員の役割の練習を行う中で、係の仕事の流れや自分の動きを覚えていきました。



就業体験（喫茶店通）につながる単元にする。

〔特別支援学校の教育内容の充実〕東京都教育委員会平成26年3月より

### 単元指導計画の作成

単元名	単元目標	学習活動	評価	指導
喫茶店を開こう	喫茶店のイメージを持ち、自分の役割を意識しながら主体的に活動する。	喫茶店の役割を練習する。	役割の達成度を評価する。	役割の達成度を評価する。
就業体験（喫茶店通）	就業体験を通して、実際の喫茶店の運営に関わる。	就業体験を行う。	就業体験の成果を評価する。	就業体験の成果を評価する。

### 作業学習

- 作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしなが、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。
- 作業学習の指導は、単に職業・家庭の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、園芸、紙工、木工、金工、織物、調理等多様多様である。

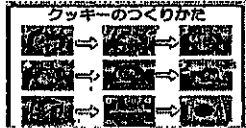
### 実践例：「食品加工班」の指導事例

- ねらい：作業を「生地づくり」の工程に固定して、生徒が一人で安定してできる。
- 写真を活用して作業工程を提示することや、「生地づくり」の材料を三分割して準備するなどの工夫を加えることが大切。

作業の工程を更に細分化することで、一人でできるようになりました。

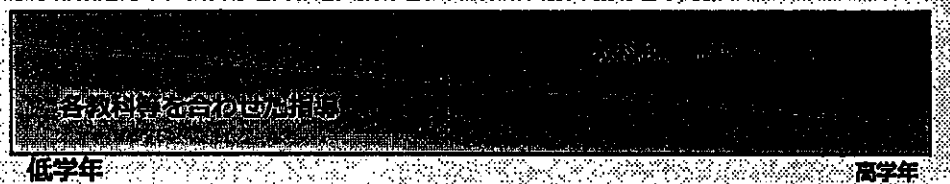


〔高等部における自給定教育の充実〕東京都教育委員会平成26年3月より



## 各教科等を合わせた指導

小学部段階での各教科等を合わせた指導と教科別、領域別の指導との関係



学年・学部ごとに設定する「各教科等を合わせた指導」

小学部 低学年	小学部 中学年	小学部 高学年	中学部	高等部

〔知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて〕東京都教育委員会 平成28年3月 から

# ■特別支援教育に関する法令を踏まえた教育課程の充実に向けて

## 各教科の指導と指導の形態

- ◆ 学習指導要領に示された内容を基に、児童・生徒の実態に応じて指導の形態を設定すること。
- ◆ 各教科の内容は、「各教科等を合わせた指導」として指導する場合と、教科別の指導として指導する場合があること。教科別、領域別の指導と「各教科等を合わせた指導」とは、それぞれ独立した内容を指導するのではなく、互いに関連し合っていると捉えることが大切である。

生活単元学習では、児童・生徒が学んできた知識や技能を、実際の生活場面で活用できるようになることを目指し、生活場面を想定した一連の活動の中で、児童・生徒が自ら活動することを大事にした指導を展開する。

## 授業を配当する際の留意点

国の標準や都教育委員会の規則等を理解し、国や都の方針を踏まえた編成とする。  
 児童・生徒の障害の状態や特性を考慮し、地域や学校の実態に応じた学校の教育目標や教育課程編成の基本方針を踏まえ、児童・生徒の実態などを踏まえた学部や教育課程ごとの方針を定め、具体的な指導内容、必要が授業時数を決定し、児童・生徒にとって分かりやすく、教育的効果が期待できるような指導の形態と授業時数を適切に定める。

### 国・都の方針

- 年間授業時数 小・中学部 … 小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずる
- 各教科等の授業は、週35週（小学部1学年については34週）を標準とする。

### <都の方針>

- 児童・生徒の年齢や発達段階等を踏まえ、各教科等の特性及び内容を考慮しながら、教科別の指導と「各教科等を合わせた指導」の授業時数のバランスに配慮した教育課程編成を行う。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	238	250	245	175	175	175
算数	136	140	140	175	175	175
生活	68	70	105	175	175	175
音楽	85	105	90	90	90	90
図画工作	85	105	90	90	90	90
体育	136	135	135	135	135	135
道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
自立活動	34	35	70	70	70	70
計	850	910	945	980	980	980

	第1学年	第2学年	第3学年	第4～6学年
国語	175	175	235	140
算数				105
生活				
音楽	68	70	70	70
図画工作	68	70	70	70
体育	102	105	105	105
道徳				
特別活動				
自立活動				
日常生活の指導	369	350	325	315
遊びの指導	68	70		
生活単元学習		70	140	175
計	850	910	945	980

国語・算数は、小学部3年までは「国語・算数」とし、児童の生活に結び付く活動を通して国語、算数のそれぞれの内容を指導するようにしている。

※生活・道徳・特別活動・自立活動は、各教科等を合わせた指導で行う。

## 特別支援学級

教育課程の内容	障害種別				
	知的障害	肢体不自由	病弱	自閉症・情緒障害	
各教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動	・小学校及び中学校学習指導要領を基本とするが、児童・生徒の実態を考慮し、特別支援学校学習指導要領を参考にしながら編成する教育課程である。			・小学校及び中学校学習指導要領による教育課程を基本とする。  ・必要に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にしながら教育課程を編成できる。	
自立活動	・学校の教育活動全体で行う。 ・各教科等を合わせた指導の中で、自立活動の内容を踏まえて行うことが適切である。 ・自立活動の時間の指導を設定する場合においても、小集団や個別指導の場を設定し、個々の課題に応じた教材や教具、指導方法を工夫していく必要がある。			・自立活動の時間を設定し指導する。	

## 自立活動の指導

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定している。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分の下に27項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

【参考】小学校学習指導要領解説

I 就学相談の基本的事項

表 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導 (※)
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
多動性注意欠陥障害者			年齢又は発達に釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
法等根拠	学校教育法施行令 22 条の 3	「756 号通知」及び「1178 号通知」	

※自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象



東村山市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の変遷

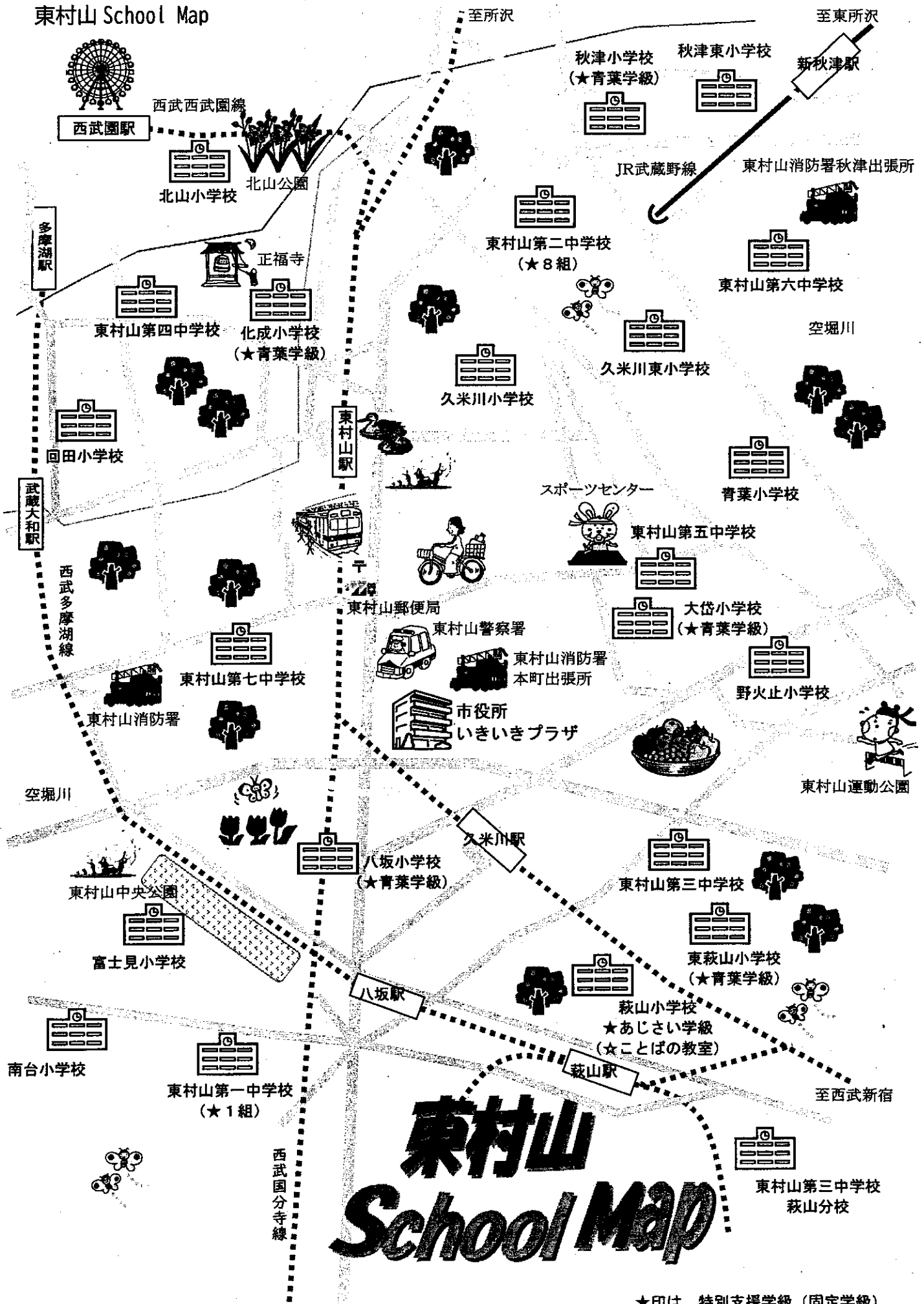
5月1日確定数

		各年度の 学級数	児童数							
				合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
知的障害 (固定学級)	化成小学校	2	30年度	16	4	1	4	1	2	4
		3	元年度	19	3	6	1	5	2	2
		3	2年度	21	1	4	6	2	6	2
		3	3年度	23	2	2	5	6	2	6
	秋津小学校	3	30年度	22	1	5	1	3	8	4
		2	元年度	16	2	1	5	1	1	6
		2	2年度	15	2	2	2	5	2	2
		3	3年度	21	4	4	2	3	5	3
	八坂小学校	3	30年度	22	3	4	4	5	1	5
		3	元年度	21	3	3	4	3	7	1
		3	2年度	21	0	5	3	4	3	6
		3	3年度	20	4	0	6	2	5	3
	東萩山小学校	2	30年度	11	0	1	3	2	3	2
		2	元年度	11	1	1	1	3	2	3
		2	2年度	13	1	1	2	3	3	3
		2	3年度	15	1	1	4	2	3	4
	大岱小学校	2	30年度	13	2	1	4	2	1	3
		2	元年度	14	1	2	1	5	3	2
		2	2年度	15	3	2	2	1	4	3
		2	3年度	14	2	4	2	1	1	4
小計	12	30年度	84	10	12	16	13	15	18	
	12	元年度	81	10	13	12	17	15	14	
	12	2年度	85	7	14	15	15	18	16	
	13	3年度	93	13	11	19	14	16	20	
情緒障害 (固定学級)	萩山小学校	2	3年度	13	3	1	1	1	5	2
言語障害 (通級指導学級)	萩山小学校	2	30年度	24	0	9	5	6	1	3
		2	元年度	31	0	14	8	3	3	3
		2	2年度	26	0	9	9	4	2	2
		2	3年度	25	0	12	7	5	1	0
特別支援教室	富士見小学校		30年度	29	0	5	6	6	4	8
			元年度	27	0	4	6	8	5	4
			2年度	27	0	0	6	7	8	6
			3年度	23	0	1	0	7	7	8
	八坂小学校		30年度	29	0	3	6	9	6	5
			元年度	36	0	6	3	10	12	5
			2年度	36	0	1	9	4	11	11
			3年度	34	0	7	3	11	3	10
	南台小学校		30年度	5	0	0	4	0	0	1
			元年度	7	0	0	1	5	1	0
			2年度	12	0	2	2	2	5	1
			3年度	14	0	3	2	2	2	5

特別支援教室	萩山小学校	30年度	15	0	4	4	3	3	1
		元年度	19	0	4	4	4	4	3
		2年度	17	0	1	4	5	4	3
		3年度	17	0	5	1	5	4	2
	東萩山小学校	30年度	13	0	0	4	7	1	1
		元年度	17	0	3	0	3	10	1
		2年度	19	0	1	6	0	5	7
		3年度	16	0	1	2	6	0	7
	野火止小学校	30年度	20	1	8	2	3	5	1
		元年度	22	0	2	9	3	3	5
		2年度	19	0	1	4	6	4	4
		3年度	22	0	3	3	6	6	4
	久米川小学校	30年度	15	2	2	3	2	2	4
		元年度	15	0	4	4	3	2	2
		2年度	23	0	1	10	8	2	2
		3年度	23	0	4	2	9	8	0
	大岱小学校	30年度	21	1	3	4	3	6	4
		元年度	20	0	2	5	4	2	7
		2年度	16	0	0	3	6	5	2
		3年度	15	0	4	0	2	4	5
	久米川東小学校	30年度	9	0	2	4	1	2	0
		元年度	11	0	2	2	4	1	2
		2年度	8	0	0	2	3	2	1
		3年度	6	0	0	1	2	2	1
	青葉小学校	30年度	12	0	1	5	1	3	2
		元年度	16	0	4	3	6	1	2
		2年度	22	0	2	10	2	7	1
		3年度	23	0	2	6	8	1	6
	秋津小学校	30年度	17	0	4	5	5	2	1
		元年度	17	0	1	5	5	3	3
		2年度	19	0	3	2	9	2	3
		3年度	22	0	1	4	4	8	5
	秋津東小学校	30年度	8	0	3	3	2	0	0
		元年度	16	0	6	5	3	2	0
		2年度	18	0	2	7	6	2	1
		3年度	18	0	0	4	6	6	2
	北山小学校	30年度	16	0	4	1	8	0	3
		元年度	18	0	4	4	3	7	0
		2年度	17	0	0	5	4	4	4
		3年度	13	0	4	1	2	5	1
	化成小学校	30年度	18	1	3	8	2	1	3
		元年度	23	0	4	7	9	2	1
		2年度	26	0	4	4	6	11	1
		3年度	29	0	3	5	5	7	9
	回田小学校	30年度	11	0	1	7	3	0	0
		元年度	11	0	1	1	8	1	0
2年度		10	0	3	1	1	5	0	
3年度		13	0	2	4	3	1	3	
小計	30年度	172	1	43	39	28	34	27	
	元年度	238	5	43	66	55	35	34	
	2年度	289	0	21	75	69	77	47	
	3年度	288	0	40	38	78	64	68	

		各年度の 学級数	生徒数				
				合計	1年	2年	3年
知的障害 (固定学級)	東村山第一中学校	4	30年度	25	9	7	9
		4	元年度	29	12	10	7
		4	2年度	31	8	13	10
		5	3年度	34	13	8	13
	東村山第二中学校	4	30年度	25	6	9	10
		3	元年度	20	3	6	11
		3	2年度	19	8	4	7
		3	3年度	19	7	8	4
	小計	7	30年度	51	13	19	19
		7	元年度	50	15	16	19
		7	2年度	50	16	17	17
		8	3年度	53	20	16	17
情緒障害等 (通級指導学級)	東村山第三中学校	2	29年度	14	5	5	4
		2	30年度	13	4	4	5
	東村山第四中学校	2	29年度	17	2	6	9
		2	30年度	18	4	5	9
	小計	4	29年度	31	7	11	13
4	30年度	31	8	9	14		
特別支援教室	東村山第三中学校		元年度	9	2	5	2
			2年度	8	2	3	3
			3年度	10	4	3	3
	東村山第一中学校		元年度	4	2	1	1
			2年度	4	1	2	1
			3年度	3	1	1	1
	東村山第二中学校		元年度	6	3	0	3
			2年度	6	2	4	0
			3年度	12	4	4	4
	東村山第四中学校		元年度	5	1	2	2
			2年度	5	1	3	1
			3年度	4	0	2	2
	東村山第五中学校		元年度	10	5	3	2
			2年度	13	6	4	3
			3年度	16	5	6	5
	東村山第六中学校		元年度	5	1	4	0
			2年度	8	0	1	7
			3年度	4	2	1	1
	東村山第七中学校		元年度	5	4	0	1
			2年度	8	4	4	0
			3年度	12	4	4	4
小計		元年度	44	18	15	11	
		2年度	52	16	21	15	
		3年度	61	20	21	20	

# 東村山 School Map



# 東村山 School Map

★印は、特別支援学級（固定学級）  
 ☆印は、特別支援学級（通級指導学級）  
 ※特別支援教室は全小・中学校に設置